

ナント・オフィス I C キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、オフィス I C キャッシュカード（従来のオフィスキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「I C チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ナント・オフィスキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはナント・オフィスキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはナント・オフィスキャッシュカード規定の定義に従います。

2. (I C チップ提供機能の利用範囲)

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な A T M（以下、「I C キャッシュカード対応 A T M」といいます。）を利用する場合に、提供されます。なお、ナント・オフィスキャッシュカード規定 1. に定める支払提携先・振込提携先のうち、一部の支払提携先・振込提携先において、提携先の都合により I C キャッシュカードの利用ができない A T M を設置している場合があります。この場合、当該 A T M ではナント・オフィスキャッシュカード規定 1. の定めにかかわらず、I C チップ提供機能は利用できません。

3. (1 日あたりの払戻し限度額の適用区分)

当行は、当行および支払提携先・振込提携先の A T M を利用した現金払戻しおよび振込において、当行の定めにより 1 日あたりの限度額を設けるものとします。

4. (オンラインデビット機能)

I C チップを利用したオンラインデビットサービスはご利用できません。

5. (I C キャッシュカード対応 A T M の故障時の取扱い)

I C キャッシュカード対応 A T M の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。

6. (I C チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M において I C チップを読み取ることができなくなった場合には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にオフィス I C キャ

ッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) I Cチップの故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATMにおいてI Cチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

以 上